

## 連載 著作権と情報システム

### 第46回 1. 著作物〔4〕比較検証(2) 通産省案と文化庁案⑨

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

(参照) アメリカの特許における発明の着想、実施、継続の立証方法としてのラボノートについて①

アメリカのレコードキーピングのためのラボノートは、実際に丈夫な紙でできており、ノートは丈夫なカバーで作られているものもある。ラボノートは、米国では 10\$から 20\$ぐらいで市販されている。また、ページが取りかえられたり、差し替えられなかったりしないように続き番号(シリアルナンバー)がつけられている。シリアルナンバーはあらかじめ印刷されている必要がある。各ページにはノートキーピングのために、研究者が署名して日付を書ける空欄がある。また、証人が証明して日付を書ける欄もある。証人として署名できる者は限られており、詳しくは後述する。

ラボノートの記入は、消えないように必ず耐久性の高いインクを使用しなければならない。各ページは後から加筆できないようにすべて埋められている必要があり、空白があってはならない。空白があるときは、垂直線や対角線を入れて記入できないようにする。また記入を誤っていたからと言って、絶対に塗りつぶしてはならない。訂正は、削除した部分が何であるか読み取れるようにしなければならない。訂正した部分を挿入することになる。

勿論、後から記入したり、訂正したり、削除した場合は、その内容を記述して日付を書き込み、証人に署名を貰わなければならない。ラボノートの日付は必ず年月日を明確に記入しなければならない。西暦であれば、たとえば 2013年10月28日や 2013/10/28と記述することになる。記入した年月日を必ず特定できるようにしなければならない。そして、年や月を省略して日だけを記載することはできない。

研究にかかる観察した記録(事実に関する観察記録)などは、遅れて記載することなく観察時にただちにラボノートに記録しなければならない。その記録は数値や具体的なものでなければならない。具体性を欠く不明瞭なものや業務について否定や誤解を招くようなものであってはならない。関連するデータを参照する場合は、参照するデータとラボノートを関連付けるため、ラボノートにはがれないように貼付して、その上に日付と署名、証人による署名をしなければならない。

また、それにより浮かんだアイデアまたは新たな着想、それに伴う業務の計画(業務計画の変更)は、必ずラボノートに記録として残す必要がある。その時に他の研究員からのアドバイス(業務内容やアイデアなどにかかるもの)は必ず記録として残さなければならない。

このようにラボノートへの記入が終わったら、記入した研究員は各ページに日付と署

名をしなければならない。

ラボノートは貴重な証拠となることから、他人に盗まれたり<sup>1</sup>、物的な破損や汚濁、また他人による意図的な改変を避けるため、安全なところに保管しなければならない。

#### 引用・参照文献

「著作権法概説第13版」 半田正夫著 法学書院 2007年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007年

「著作権法第3版」 斉藤博著 有斐閣 2007年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992年

「特許法(第2版)」中山信弘著 有斐閣 2012年

「岩波講座 現代の法10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウアイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989年

---

<sup>1</sup> ここで示した他人に盗まれるとは、物的にノートが盗まれることを想定しているが、ラボノートの記録が謄写されることも考える必要があるであろう。